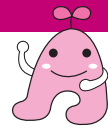




市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略



3月21日(水)の「春分の日は、資源化物を平常どおり収集します。収集日にあたりっている地区のかたはお忘れなく。環境都市推進課

☎(0888)57009

東部市民SCは、3月24日(土)、保守点検のため休館となります
貸出施設、子育て交流ひろばも利用できませんのでご了承ください。
☎(0888)10030

4月から北部公民館と北部農業者総合研修センター(体育館)が、「下新城交流センター」に変わります
これに伴い、同公民館が行ってきた社会教育事業などは、4月から北部市民SCが引き継ぎます。
☎(0883)59699
なお、4月以降も施設はこれまでと同様に利用できます。
北部公民館 ☎(0883)48339

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

3月は市税完納 強調月間です

市税の休日納付窓口を開設します。市県民税・固定資産税・軽自動車税の納付のほか、納付相談にも応じます。

日時 3月17日(土)・18日(日)、午前8時30分～午後5時15分
会場 市役所2階の納税課

☎(0888)5481



固定資産税の縦覧・閲覧



縦覧・閲覧に関する問い合わせは、資産税課各担当へどうぞ。

土地担当 ☎(0888)5477
家屋担当 ☎(0888)5479
償却資産担当 ☎(0888)5480

【縦覧】自分の土地・家屋の評価額とほかの評価額との比較

縦覧期間 4月2日(月)から5月31日(木)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 資産税課(市役所2階)
縦覧できるかた 納税者、納税者と同居の親族、納税管理人、納税者の代理人(委任状が必要)
縦覧できるもの(内容)

土地価格等縦覧帳簿(所在地・地番・地目・地積・評価額)、家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年・評価額)

持ち物 運転免許証など本人であることを証明できるもの。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または委任状
*この制度は自己所有の資産評価が適正かどうかを確認してもらうものです。趣旨からはずれる場合は、お断りする場合があります。また、縦覧帳簿の写しは交付しません。

【閲覧】課税内容の確認

閲覧期間 4月2日(月)から通年(平日)、午前8時30分～午後5時15分(駅東SCは午前9時～)

閲覧場所 資産税課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SC。内容の問い合わせは、資産税課で受け付けます
閲覧できるかた

- ① 納税義務者、納税義務者と同居の親族、納税管理人、納税義務者の代理人(委任状が必要)
- ② 土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた
- ③ 家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた
- ④ 固定資産の処分をする権利を有するかた

閲覧できるもの(内容)
固定資産課税台帳(所有者・所在・

地番・地目・地積・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年・評価額・課税標準額・年税額など)

…写しは無料で交付します
…上段の①～④で、閲覧できるものはそれぞれ異なります

持ち物 運転免許証など本人であることを証明できるもの。②～④のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または委任状

平成30年度固定資産税の納税通知書は、5月8日(火)に発送予定です

がん検診の体験談をお聴かせください

ご本人または家族・親戚のかたなどの、がん検診を「受けて良かった」「受けていたら良かった」といった体験談をお寄せください。

多くのかたが受診するきっかけになるよう、いろいろな機会に紹介させていただきます。個人情報保護は公表しません。

情報提供は保健予防課へ

☎(0883)1176

*携帯電話、パソコンなどからは、電子申請も利用できます(QRコードでも)。





「お弁当の配達をお願いしたい」「外出時の付き添いをお願いしたい」「宅配サービスをしてくれるスーパード探したい」「空き家の管理をお願いしたい」など

こんなときに便利です

介護保険制度以外のサービスやさまざまな支援に関する情報を集めた冊子「秋田市暮らしに役立つサービス」を作成しました。
高齢のかただけでなく、離れて暮らしているお子さん、障がいのあるかた、子育て中のかたなどにもご活用いただける内容です。

冊子「暮らしに役立つサービス」を作成しました

*基準額に消費税を含んだものが料金です。

	単位	基準額(現行→4月~)
定額制	月額(1人につき)	478円 → 515円
	180歳まで	1,870円 → 2,020円
従量制	180歳を超える	187円 → 202円
	18歳ごと	

し尿くみ取りの基準額を4月に改定

し尿くみ取り料金の基準額を4月に改定します。基準額は上記のとおりです。利用者のみならずには、ご負担をおかけしますがご理解の程お願いします。

●問い合わせ

環境都市推進課
☎(888)5709

冊子の配布場所 ▶長寿福祉課市役所2階。同課ホームページでも
▼各市民SC ▼駅東SC ▼各地域包括支援センター など

●問い合わせ

長寿福祉課☎(888)5666

「シンポジウム」生活」を「支援」する体制づくりとは

市では平成27年度から「介護保険制度における地域包括ケアシステムの構築」と、「エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)の実現」に向けた取り組みを行っています。

シンポジウムでは、「生活」を「支援」する体制づくりとはをテーマに、これまでの取り組みを紹介するとともに、取り組みから見えた課題や今後についての意見交換を行います。参加無料。直接会場へお越しください。

日時▶3月26日(月)午後2時~4時
会場▶市役所5階の正庁
定員▶100人

●問い合わせ

長寿福祉課☎(888)5668

国保加入者の入院時の食事代が見直されます

4月から、秋田市国民健康保険加入者のうち、市民税課税世帯(指

定難病、小児慢性特定疾病の患者を除く)の入院時食事代の自己負担額が、1食360円から460円に見直されます。

なお、市民税非課税世帯の食事代は据え置きです。

●問い合わせ 国保年金課給付担当☎(888)5630

◆国保の運営に県が加わります



国民健康保険事業は、これまで市町村ごとに運営していましたが、国保制度を安定的に維持するため、4月から国保の運営に県が加わり、財政運営の責任主体となります。

なお、市は引き続き国保加入者の各種申請・届出の受け付け、国民健康保険税の賦課・徴収などを行いますので、届出窓口などはこれまでと同じです。

道路の穴などを見つけたらご連絡ください

道路に危険な箇所を見つけたら、事故を未然に防ぐため最寄りの市民SC、もしくは道路維持課へご連絡ください。

危険箇所の例：道路の穴や亀裂、道路側溝の損傷や蓋のがたつき、ガードレールや境界ブロックの破損、道路照明灯の不点灯、カーブ

ミラーの損傷、土砂崩れなど
連絡先

- 中央市民SC ☎(888)5643
- 東部市民SC ☎(853)1063
- 西部市民SC ☎(826)9003
- 南部市民SC ☎(838)1213
- 北部市民SC ☎(845)2261
- 河辺市民SC ☎(882)5161
- 雄和市民SC ☎(886)5570
- 道路維持課 ☎(888)5751
- Eメール r_patrol@city.akita.akita.jp

平和公園合葬墓の申込受付は4月2日(月)から

生活総務課(市役所1階)、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SCで配布している募集案内をよく読んでお申し込みください。

■永代使用料▶1体1万7千円
■納骨数▶1千500体

対象

①申請者の本籍または住所が秋田市であること、もしくは埋葬する故人の死亡時の本籍が住所が秋田市であったこと

②生前申請の場合、申請者の本籍が住所が秋田市であり、かつ申請時に満65歳以上であること(申請者が亡くなったときに埋葬を行うかたからの同意が必要)です
申し込み▶4月2日(月)から生活総務課墓地・斎場整備担当へ。

☎(888)5624